

刑事事件と「私人による出訴」

——江戸幕府の刑事手続——

大 平 祐

一 *

目 次

- 第一節 序
- 第二節 他領他支配関連刑事事件の発生と「私人による出訴」
- 第三節 「私人による出訴」と犯罪の嫌疑が濃厚とはいえない事件
- 第四節 「私人による出訴」と「心付呼出」
- 第五節 「下吟味」「吟味筋」、「目安札」「出入筋」と事件の選別
- 第六節 結 び

* おおひら・ゆういち 立命館大学名誉教授

刑事事件と「私人による出訴」(大平)

第一節 序

一 近世日本（江戸時代）においては、私領（大名領、旗本領）や御料（幕府代官所）内部で発生した住民同士の刑事事件に対する裁判権はそれぞれ、領主（大名）、地頭（旗本）、代官が有していた。⁽¹⁾しかし、加害者、被害者の一方が別の私領や御料に属する者である場合の刑事事件については、個別の領主、地頭、代官の裁判権は及ばず、――若干の例外を除いて――幕府中央の奉行所（評定所）が裁判権を独占していた。⁽²⁾このような刑事事件をいま、他領他支配関連刑事事件と呼ぶことにする。私は、このような刑事事件が江戸幕府の刑事手続のなかでどのように取扱われていたのかを、別稿「江戸幕府の刑事裁判と『手続の選択』――『吟味筋』かそれとも『出入筋』か⁽³⁾」で論じた。ここでは、他領他支配関連刑事事件が発生した場合の現地での取扱いや、当該刑事事件について「私人による出訴」がなされた場合の、幕府中央の奉行所（江戸の奉行所（評定所））での取扱いを論じた。

二 別稿では、他領他支配関連刑事事件につき被害者側が加害者側を相手どって江戸の奉行所に出訴した場合、すなわち、「私人による出訴」がなされた場合、江戸の奉行所では、犯罪の嫌疑が濃厚と判断した場合は「吟味筋」の手続（刑事手続）に委ね、犯罪の嫌疑が濃厚ではないと判断した場合は「出入筋」の手続（民事刑事両訴訟手続の合体したもの）に委ねたこと、すなわち、犯罪の嫌疑の濃淡により当該事件を刑事手続（吟味筋）の手続）にのせるかどうかの選別がなされたことを明らかにし、現在の「精密司法」を彷彿とさせるものがあることを指摘した。このような方針が確立されたのは江戸時代中期以降のことと推定される。

ただ、「吟味筋」、「出入筋」をこうした枠組みでとらえようとした場合、この枠組に納まり切らない事例もあり

え、その位置づけが問題となり得る。別稿では紙数制限のためこの問題について触れることができなかった。本稿ではこの問題を論ずることにより、別稿で示した「吟味筋」、「出入筋」の枠組に新たな内容を盛り込もうと思う。そのことにより、江戸幕府刑事手続の一側面に新たな光を当てることができらばと思う。

第二節 他領他支配関連刑事事件の発生と「私人による出訴」

一 他領他支配関連刑事事件が発生した場合、別稿でも指摘したように、幕府は、相手があり公事合となるような事件については、被害者側から加害者を相手とって江戸の奉行所に出訴することを推奨していた。⁽⁴⁾別稿では現地の様子を具体的に伝えることができなかったもので、ここでは現地で取られた措置を若干紹介することにする。『公事秘書』⁽⁵⁾所収「奉行所江可差出公事出入吟味もの之事」に次のようにある。

〔史料1〕

「奉行所江可差出公事出入吟味もの之事

(前略)

一支配所之もの他所ニ而他支配他領之もの江疵付、亦者殺候旨訴出候歟、他所より其段届来候ハ、手負者早速療治之儀心付、其所之御代官不居合、相手方者重キ御役人等之領分之もの二候ハ、手代共江兼而申付置、御代官之名前、御預所者其役人名前にて、立合之儀先方江掛合、不及伺早速見分之もの差遣、双方村役人も為立合、若小給所等ニ而立合之役人無之歟、其外立会手延ニ難相成類ハ、掛合之上、先方親類、村役人斗ニ

刑事事件と「私人による出訴」(大平)

而も為立合、遂吟味、医師よりも口書取之、察当杯申聞、吟味詰二不及、死骸者仮埋申付、殺候もの疵付候もの、或者手伝候もの、若先方二而差押置、可訴出旨申候とも、支配所之ものハ請取之、不取逃様手当いたし可申候、且、事を巧、人を殺候歟、亦者闇打或者人家江忍入、人を殺逃去候ものハ、近き親類之内壹人入牢申付置、村役人并子方二無之親類江尋申付、追而相糺不苦ものハ、其場所江不及呼出、手間不取様取計、場所為引弘可申、右者、先方より支配所之ものを相手取、可願筋二付、其趣を以取計、先方役人江懸合、右始末可被承届候、支配所之もの、他領之もの二被殺候歟、亦者疵請候ハ、右二准し手当之儀先方江掛合、死骸ハ請取、被殺候もの之親類、身寄より、殺候ものを相手取り、目安掛り之積、添簡を以差出之儀、可被相伺候、

（以下略）

これによれば、代官所の者が他の代官所の者、あるいは他領（大名領、旗本領）の者を傷つけ、あるいは殺害した旨、代官所へ通報があった場合は、代官は、負傷者の治療、立合見分、医者の調書取得、死骸仮埋葬、身柄拘束中の加害者・加勢者の受取り、殺人犯逃亡時の親類入牢・尋ね申付け等の措置を済ませる。右の件は、先方（被害者側）より代官所の者を相手取って江戸の奉行所に出訴すべきもの（「先方より支配所之ものを相手取可願出筋」）であるので、そのように取り計らい、代官は先方の役人と懸け合い、その始末を承わり奉行所へ届けるべきであった。そして、逆に、代官所の者が他領の者に殺されるか、又は傷つけられた場合は、代官はこれに準じて、加害者の身柄拘束の件を相手方役人へ掛け合い、死骸を受け取り、殺された者の親類・身寄りの者が、殺した者を相手どって

「目安懸り」（「目安懸りの出訴」、すなわち「私人による出訴」）のつもりで、代官の添簡を持たせて江戸の奉行所へ差出すことを、奉行所に伺うことになっていた。私領と他私領の者の間での刑事事件の場合も、同様に、被害者側が加害者を相手どって、江戸の奉行所に出訴すべきであった。⁽⁶⁾

他領他支配関連刑事事件が発生した場合、現地役人は所定の措置をとるとともに、被害者あるいは、殺人の場合は被害者の親類・身寄りの者に対し、加害者を相手どって江戸の奉行所に出訴すること——すなわち、「私人による出訴」——を推奨していたのである。

二 他領他支配関連刑事事件について「私人による出訴」がなされた場合、江戸の奉行所役人はその訴状を審査した。これが「目安糺」（「訴状糺」という手続である。別稿によれば、「目安糺」の結果、奉行所は次のような異なる対応をした。⁽⁷⁾

(A) 重罪犯罪の嫌疑が濃厚と判断した場合は、訴状に奉行の裏判（裏書）は与えず、相手の「手当呼出」（身柄拘束・江戸送致）を現地領主・地頭・代官に命じる。

(B) 軽罪犯罪の嫌疑が濃厚と判断した場合は、訴状に奉行の裏判は与えず、差紙（召喚状）でもって相手を出頭させる。⁽⁸⁾

(C) 犯罪の嫌疑が濃厚とはいえず、訴訟人が、「相手が疑わしい」と言ってるだけであると判断した場合は、訴状に奉行の裏判を与え、訴訟人に訴状を相手方に送達させ、指定日に双方を出廷させる。

上記(A)～(C)のうち、(A)(B)は「吟味筋」の手続（刑事手続）である。被疑者を召喚し、あるいは送致させ、奉行所で吟味し刑罰を科す手続である。重罪軽罪を問わず、犯罪の嫌疑が濃厚な事件について「吟味筋」の手続がとられ

ていたことが分かる。これに対し、(C)は「出入筋」の手続であり、主として民事事件に用いられるが、刑事事件についても用いられる。相手を訴え、奉行所の法廷で「対決」し奉行の裁定を求める手続である。「私人による出訴」がなされた他領他支配関連刑事事件について、犯罪の嫌疑が濃厚とはいえない場合は、「吟味筋」ではなく「出入筋」の手続がとられていたことが分かる。「目安糺」はこのように、「私人による出訴」がなされた事案のその後の扱いを左右する重要な意味を持つものであった。この意味で「目安糺は近世法制史上重要な意味を有した⁽⁹⁾」のである。

第三節 「私人による出訴」と犯罪の嫌疑が濃厚とはいえない事件

一 他領他支配関連刑事事件について「私人による出訴」がなされた場合、江戸の奉行所の対応には、実は、上記した(A)～(C)の枠組には納まり切らないようなものも見られた。犯罪の嫌疑が濃厚とはいえず、訴訟人が、「相手が疑わしい」と言ってるだけの事件は、「出入筋」の手続で扱うという、上記した奉行所の対応は、必ずしも常に維持されたわけではなかった。この種の事件を「吟味筋」の手続で扱うこともあったのである。「心付呼出」と呼ばれるものがそれである。以下、若干の例を示す。

〔史料2〕

〔下野守懸 西二月

一上州東平井村藤吉、相手同国助右衛門外壱人、所持いたし候金子奪取其上手疵為負候出入

是者、相手之もの共、訴訟方親利八所持之金子奪取、其上疵付候段申立候得共、睨与見留候儀与も不相聞、手当程之儀も有之間敷、併不輕儀を申立候事故、裏判者不差出、夫々地頭江申達、道中不取逃様心付呼出、追而評定所江差出候積⁽¹⁰⁾」

〔史料3〕

「演 説 書

根岸肥前守

松前八百之丞知行武州葛飾郡下高野村九左衛門地借茂右衛門江相懸、変死出入訴出申候、右訴状之趣者、七平娘いく儀⁽⁷⁴⁾——其後之儀ハ不存由二而、旁疑敷由二御座候、依之、訴訟人を一通為承糺候処、相手茂右衛門を相疑候迄二而、慥成儀与も不相聞候得共、人殺二も有之、裏判差遣呼出候ハ、逃去候儀も難計候間、茂右衛門者地頭江申達、其外抱り合之もの共も、夫々呼出相糺、追而評定所江差出可致吟味与存候、依之及御演説候、以上、

月 日⁽¹¹⁾

〔史料4〕

「演 説 書

菅沼下野守

牧野式部知行武州豊嶋郡下川田谷村源七郎より、牧野大内藏知行同郡上川田谷村清五郎弟乙五郎外壱人江相懸、女房行衛出入訴出候、訴状之趣ハ、源四^(7?)郎女房さき儀、去辰十月廿一日、同村親類儀右衛門方江参り

刑事事件と「私人による出訴」(大平)

候由ニ而罷出、同人方江者不罷越間、所々相尋候内、相手乙五郎方ニ而衣類借受、罷帰候由、乙五郎申聞、如何之義与存候処、同人儀、さきを誘引出し囲置候由、風聞有之候得共、睨与いたし候義も無之候間、其分二いたし候処、当九月下旬、相手重五郎罷越、女房さきを乙五郎囲置候得共、貰受可差帰間、離縁状相渡候様、及挨拶候得者、離縁状差越候儀難成候ハ、さきを相渡候義者勿論、同人行衛之儀も難申由、重五郎申聞候段、旁難心得由ニ御座候、依之、訴訟人を一ト通相糺候処、乙五郎方江さきを囲置候由ハ、重五郎申口迄ニ而、見届候儀二者無之、さき行衛不相知由申之候得共、女房さきを乙五郎誘引出、囲置候由申立候儀ニも有之、裏判差出候ハ、逃去可申も難計候間、相手かた乙五郎外壺人とも、地頭江申達呼出、入牢申付置、追而双方評定所江差出、可致吟味与存候、仍之、及御演説候、以上、

已十一月⁽¹²⁾

二 以上、三つの事例を紹介した。このうち「史料2」は、訴訟人藤吉が助右衛門ほか一名を相手どつて、江戸の奉行所に出訴した享和元年（一八〇一年）の「金子奪取其上手疵為負候出入」に関するものである。これによれば、奉行所は、訴訟人藤吉の親が所持した金を相手方が奪い取り、そのうえ傷を負わせたと訴訟人は申し立てているが、しかと見たわけではなさそうであるので、「手当」（身柄拘束）を命じるほどではないと判断している。ただ、「軽からざる儀」を訴訟人が申し立てているので、奉行所は、訴状に奉行の裏判は与えず、地頭に命じて、相手を、道中取り逃さぬよう注意して江戸の奉行所に送致させ（心付呼出）、おつて評定所へ差出すつもりであったことが分かる。

ここで注目すべきは、奉行所が訴訟人の訴えに対し、「訴訟人は相手の犯行をしかと見たわけではなさそうである」という評価を下していたことである。犯行に対するこうした不確かな認識にもとづく訴えについては、第二節で述べたように、本来、「出入筋」の手続により、訴状に裏判を与え、訴訟人に訴状を相手方に届けさせる（訴状送達）という取扱いがなされるはずであった。しかし、本件では、訴訟人が「軽からざる儀」、すなわち看過しえない事柄を申し立てているので、奉行所は「出入筋」の手続をとらず、地頭に命じて「心付呼出」——すなわち、逃亡せぬよう心付けて、相手方（被疑者）を江戸の奉行所に呼出す（送致させる）こと——という措置をとっている。本件では、犯罪の嫌疑がはっきりしないためであろうか、「手当」（身柄拘束）を命ずるほどではないと奉行所は判断した。「手当」とは犯人、被疑者の身柄を拘束し、逃亡せぬよう警固することである。⁽¹³⁾「手当呼出」は悪事を働いた者、とくに重罪犯を目籠に入れ、身柄を拘束して護送することである。⁽¹⁴⁾本件では、上記のように、被疑者の「呼出」を地頭に命じている。その際、奉行所は、「手当」して「呼出」す（手当呼出）ことまでする必要はないと見た。しかし、逃亡の可能性を考慮して、「心付」けて「呼出」すという「心付呼出」の措置を地頭に命じている。「心付呼出」は、次節で述べるように、「吟味筋」の手筋であった。

平松義郎氏は、「手当呼出」を、被疑者の「護送送致」あるいは「護送召喚」と解し、⁽¹⁵⁾「心付呼出」を、「戒護の程度の簡単な場合」⁽¹⁶⁾とされる。『古事類苑』の編者も、「心付呼出」を、「手当呼出ノ軽キモノナリ」⁽¹⁷⁾とされる。「心付呼出」とは、「手当呼出」よりは警固の程度は軽いが、逃亡せぬよう一定の自由の制限を伴った被疑者の送致（奉行所側から見ると呼出、召喚）といつてよいであろう。しかし、「心付呼出」がどのような場合に用いられる手続であったのかについては、従来の研究は語るところがなかった。

三 「史料3」は、娘「いく」の変死に疑念を抱いた父親七平が、茂右衛門を相手どって江戸の奉行所に出訴した「変死出入」に関するものである。勘定奉行根岸肥前守鎮衛が在任中（天明七年（一七八七）～寛政一〇年（一七九八））の「出入」である。これによれば、訴状内容に疑わしいところがあるので、奉行所で訴訟人七平を糺したところ、相手茂右衛門が疑わしいと言ってるだけで、たしかな話とは思えないということが判明した。ただ、人殺を訴える案件でもあるので、奉行所は、訴状に奉行の裏判を与えて訴訟人に訴状を相手方へ送達させると、相手方が逃亡するかもしれないと判断した。そこで奉行所は、相手方茂右衛門を、地頭に命じて呼出し、その他の関係者もそれぞれ呼出して奉行所で糺し、おって評定所へ差出し吟味することにしたことが分かる。

ここでも注目すべきは、奉行所役人が、訴訟人の訴えに対し、「訴訟人が相手が疑わしいと言ってるだけで、たしかな話とは思えない」という評価を下していることである。この種の、犯罪の嫌疑が濃厚とはいえない不確かな訴えについては、第二節で述べたように、本来、「出入筋」の手続で扱われるはずであった。しかし、「人殺」という重罪犯罪を訴える案件でもあり、訴状への奉行の裏判付与・訴訟人による訴状送達という「出入筋」の手続をとると、相手が逃亡する可能性があるため、地頭に命じて相手を奉行所に呼出すことになった。

本件では、奉行所への「呼出」について「手当呼出」という表現は用いられていない。地頭に命じて「呼出」という表現になっている。「手当呼出」は地頭にとり極めて大きな負担を件う重大な任務であり、奉行所がそれを命じるさいの表現を誤まることは想定しがたい。本件で奉行所が命じたのは、「史料2」の案件同様、「手当呼出」ではなく、被疑者を、逃亡せぬよう注意して江戸の奉行所に送致すること、すなわち、「心付呼出」であったと見て大過ないであろう。本件も、「史料2」の案件と同様、犯罪の嫌疑が濃厚とはいえない不確かな事件であり、「手当

呼出」を命じるほどではないと判断されたのであろう。しかし、「人殺」を申し立てている訴えでもあり、逃亡の可能性もあり得ることから、奉行所は「心付呼出」を命じたのであろう。

四 「史料4」は、訴訟人源七郎が、乙五郎ほか一人を相手どつて奉行所に出訴した寛政九年（一七九七）の「女房行衛出入」に関するものである。これによれば、訴訟人の妻「さき」が親類の儀右衛門の所へ行くといつて出かけたが、儀右衛門方には行つておらず、訴訟人源七郎はあちこち尋ね搜したところ、相手乙五郎方で「さき」が衣類を借りて帰ったと乙五郎が言った。どういふことかと源七郎が思つていたところ、乙五郎が「さき」を誘い出し囲い置いているという風聞が立った。しかし、はっきりしたことではないので、源七郎はそのままにしていた。そこに相手方の一人である重五郎が来て、「源七郎の女房『さき』を乙五郎が囲い置いているが、貰い受けて帰してやるから、離縁状を渡すように」と言い、「離縁状をよこさないなら『さき』を渡さぬし、『さき』の行方も教えぬ」と言った。源七郎は納得できず、乙五郎と重五郎を相手どり、江戸の奉行所に出訴した。

以上が出訴までの経緯であるが、本件には、謎が多く、「さき」が親類の儀右衛門方に行かず乙五郎方に行ったこと、「さき」が乙五郎方で衣類を借りて帰ったという乙五郎の不可解な発言を、源七郎は乙五郎に強く問いただした様子もないこと、そして、妻の誘引出・囲置の風聞があるにもかかわらず、源七郎は風聞の出所を真剣に追求したようにも思われないことなど、判然としない点が多々あるが、いずれにしても、訴訟人源七郎は、重五郎の言葉を聞いて憤慨し、出訴したものと思われる。

この源七郎の訴えに対し、奉行所は、訴訟人源七郎を一通り糺し、「乙五郎方へ『さき』を囲い置くというのは、重五郎がそう言うただけで、訴訟人源七郎がそれを見届けたわけではない」という評価をしている。この種の犯

罪の嫌疑がはっきりしない事件は、第二節で述べたように、本来、「出入筋」の手続で取扱われるはずであった。しかし、奉行所は、「訴訟人源七郎が、自分の女房『さき』を乙五郎が誘い出して囲い置いていると申し立てているということでもあるので、訴状に奉行の裏判を与えて、訴訟人に訴状を相手方へ送達させるという『出入筋』の手続をとると、相手方が逃亡する可能性がある」と判断して、「出入筋」の手続をとらなかった。奉行所は、地頭に命じて相手方乙五郎、重五郎を江戸の奉行所へ「呼出」し、入牢を申し付け置き、おつて双方を評定所に差出し吟味することにした。

ここでも「手当呼出」の語は見られず、地頭に命じて、「呼出」とだけある。〔史料3〕と同様、本件も「手当呼出」ではなく、被疑者を、逃亡せぬよう注意して江戸の奉行所に送致するという「心付呼出」の措置がとられたものと見てよいであろう。訴訟人が相手の犯行をしっかりと見届けたわけではない不確かな事件であるが、人妻誘引出・囲置の可能性、逃亡の可能性を考慮して「心付呼出」の措置がとられたのであろう。⁽¹⁹⁾

第四節 「私人による出訴」と「心付呼出」

一 「私人による出訴」がなされ、奉行所での訴状審査（目安札）にもとづき、「心付呼出」の措置がとられた刑事事件は、いずれも訴状に奉行の裏判が与えられなかった事件であった。すなわち、「出入筋」の手続がとられなかった事件であった。ということは、「吟味筋」の手続で処理されたということになる。『目秘』⁽²⁰⁾ 坤二十の一「相手方目安を請出奔」に次のようにある。

〔史料5〕

〔寛政十二申年十月 下野守懸

一奥州中倉村作兵衛外傭人、相手同国小平村法性寺并字源次外四人、内濟儀定相破候出入

是者、相手方法性寺、先達而目安裏判相附候処、出奔いたし候由申立候に付、又候可逃去も難計候間、法性寺者領主江達、不取逃様心附呼出、其外之もの共者、本公事差日之初判差出候積り、

此心附呼出、当時吟味物之外先ツ者無之〕

これによれば、末尾の傍線部分から明らかなように、「心付呼出」は「吟味物」についてとられた措置であつた。すなわち、「吟味筋」の対象たる「吟味物」についてとられた手続であつたのである。〔史料2〕、〔史料3〕、〔史料4〕の三つの事例はいずれも、相手方の犯行の有無について確証の得られない不確かな事件であり、犯罪の嫌疑が濃厚とはいえない事件であつた。その点で、本来、「出入筋」の手続で扱われるはずのものであつた。しかし、訴えの内容や相手方の逃亡の可能性を考慮して、「心付呼出」という「吟味筋」の手続で取扱われた。

二 「心付呼出」は、〔史料2〕から理解されるように、相手（被疑者）に対し「手当」という嚴重な警固を命じて「呼出」すほどではないと思われた事件についてとられた措置であつた。その意味で「手当呼出」と「心付呼出」は異なるものであり、「心付呼出」の措置がとられるのは、「手当呼出」の措置がとられる事件ほど重大犯罪の嫌疑が濃厚な事件ではなかつた。とはいえ、逃亡防止のため一定の自由拘束がなされている点では、「心付呼出」も「手当呼出」も変わるところがなかつた。

別稿で指摘したように、他領他支配関連刑事事件について、「私人による出訴」が江戸の奉行所になされたとき、訴状の文面が、「相手が疑わしい」というだけの場合は、奉行所としては、相手（被疑者）の「手当呼出」（身柄拘束・江戸送致）は命じない、という方針が安永六年（一七七七）に打ち出された。⁽²⁾「疑わしきは拘束せず」という方針の確立といってもよい。この方針は、「疑わしきは『手当呼出』せず」という意味ではその後も維持されていた。しかし、「心付呼出」も一定の自由の拘束を伴っていたこと、そして、訴訟人が、「相手が疑わしい」と思っているだけの場合でも、奉行所は関係方面に「心付呼出」を命じ、相手を逃亡せぬようにして江戸の奉行所に送致させたことを考えると、「疑わしきは拘束せず」という幕府の上記方針を、「疑わしきは常に拘束せず」と理解することは適切ではないであろう。幕府の上記方針は、「疑わしきは『手当呼出』せず。しかし、疑しきは『心付呼出』することもある」と理解するのが、より実態に即しているのではなからうか。別稿で用いた「疑わしきは拘束せず」という表現はこのような限定つきで用いる必要があるように思われた。

三 以上から、他領他支配関連事件につき「私人による出訴」がなされた場合の、江戸の奉行所がとる対応は、次のようにまとめることができる。

- (A) 重罪犯罪の嫌疑が濃厚と判断した場合は、訴状に奉行の裏判は与えず、相手の「手当呼出」（身柄拘束・江戸送致）を現地の領主・地頭・代官に命じる。
- (B) 軽罪犯罪の嫌疑が濃厚と判断した場合は、訴状に奉行の裏判は与えず、差紙（召喚状）でもって相手を出頭させる。

- (C) 犯罪の嫌疑が濃厚とはいえず、訴訟人が「相手が疑わしい」と言っただけであると判断した場合は、訴

状に奉行の裏判を与え、訴訟人に訴状を相手方に送達させ、指定日に双方を出廷させる。

- (D) 犯罪の嫌疑が濃厚とはいえないが、「軽からざる儀」(看過できない事柄)を訴え、逃亡の可能性があると判断した場合は、訴状に裏判は与えず、相手の「心付呼出」を領主・地頭・代官に命じる。

これらの四つの類型のうち、第二節で述べたように、(A)(B)は「吟味筋」の手続、(C)は「出入筋」の手続である。別稿では、「犯罪の嫌疑が濃厚か否か」という視点から、「目安糺」において事件が選別されていたことを明らかにした。本稿では、それに加えて、「犯罪の嫌疑が濃厚」とはいえず、本来なら「出入筋」の手続で扱われるはずの事件が、「心付呼出」という「吟味筋」の手続で扱われることもあったことを明らかにした。その結果、別稿で、(A)(B)が「吟味筋」の手続、(C)が「出入筋」の手続と指摘したのに対し、(D)という新たな類型を「吟味筋」につけ加えることができた。

第五節 「下吟味」「吟味筋」、「目安糺」「出入筋」と事件の選別

一 平松義郎氏は、大著『近世刑事訴訟法の研究』において、江戸幕府の刑事手続である「吟味筋」の手続を体系的に叙述された。それによれば、捜査により被疑者が逮捕された場合、事件が奉行所に送られ、奉行所での吟味(審理)が開始される前に、関係役人による事前の取調べが行われる。これが「下吟味」である。平松氏は、町奉行所での手続を中心に「下吟味」を論じ、「下吟味は主として同心が、検使の現場、もしくは自身番屋、場所により名主宅で行った⁽²²⁾」とされる。「下吟味」の目的は、「被疑者の有罪無罪を一応取調べ、有罪と思われるものだけを管轄奉行所に送致することにある⁽²³⁾」。平松氏によれば、こうした「下吟味」が行われたのは、「奉行所の吟味を敏速

ならしめるためばかりではなく、奉行が白洲で『無罪』を申渡すことは『御体裁』にも響くと考えられていたから、その不体裁を避けるために必要であると考えられた⁽²⁴⁾ことによる。「奉行所にまで出頭させて無罪となつては、奉行の予想が間違っていたことになる。これは奉行、奉行所の威信を傷つけることになると考えられたのであつた⁽²⁵⁾」。

こうした考えのもとに選別された事件が奉行所において吟味(審理)されることになる。奉行所の吟味においては、刑事事件であるので、まず、犯罪事実の認定が最重要課題となる。奉行所の「正式の吟味⁽²⁶⁾」は、冒頭に奉行が行なう「直札」(じきただし)により開始される。「直札」による奉行の「一通り吟味」、入牢申付けのあとは、吟味は、評定所留役や吟味物調役、吟味方与力などの下役が実質的に行う。これを「下役札」という。下役による吟味、すなわち「下役札」は、結審のための供述録取書ともいふべき「吟味詰之口書」を作成することを目的として進行的⁽²⁷⁾した。平松氏によれば、「吟味詰之口書」の本質は、「被札問者自身が自己の犯罪事実を認め、かつ科せられるべき⁽²⁸⁾刑罰に異議なく『承状』することにあつた」。幕府が執拗に自白を追求したのは、この「吟味詰之口書」を得るためであつた⁽²⁹⁾。「吟味詰之口書」が原則として有罪判決に必要であつたことから、幕府役人による自白強制が不可避となる⁽³⁰⁾。自白により被札問者に「承状」、「伏罪」の意思を表明させ、「幕府の裁判、ひいては公権力の権威(御威光)を承認せしめ、……裁判より結果する幕府の命令を遵守せしめようとした⁽³¹⁾」のである⁽³²⁾。幕府の刑事裁判(吟味筋)はこの意味で「自白第一主義」であつた⁽³³⁾。

平松氏が描き出した以上の叙述から理解されるように、江戸幕府の刑事手続(吟味筋)においては、(イ)奉行が無罪を言い渡すという無体裁を避けるため、下吟味の段階で事件を選別して、有罪と思われる事件だけを奉行所に送致し、(ロ)奉行所の吟味(審理)においては、被札問者が自己の犯罪事実を認め伏罪の意思を表明する「吟味詰

之口書」を作成すべく、被糾問者の自白が追求された。(イ)が「下吟味」、(ロ)が「下役糺」の段階である。

このように考えると、江戸幕府の「吟味筋」の手続(刑事手続)は、いったん「下吟味」を通過させると、有罪確保に傾斜しかねない一面を有していたと言っても言い過ぎではないように思える。こうした平松氏が描いた江戸幕府の刑事手続(吟味筋)に、我々は、幕府役人の「權威主義的有罪確保主義」⁽³⁴⁾の心性をかいま見ることができるとはあるまいか。

二 他領他支配関連刑事事件について「私人による出訴」がなされた場合、上述のように、江戸の奉行所において訴状の審査(「目安糺」)がなされた。「目安糺」においては、訴えのあった事件を、「犯罪の嫌疑が濃厚か否か」という観点から選別し、「犯罪の嫌疑が濃厚」と判断された事件については、被疑者の拘束、送致、召喚がなされた。町奉行所の「下吟味」においても、上述したように、被疑者の有罪無罪を調べ、「有罪と思われるもの」だけを奉行所に送致するという選別がなされていた。⁽³⁵⁾このように見ると、「下吟味」も「目安糺」も、「有罪と思われる事件」、「犯罪の嫌疑が濃厚と思われる事件」を選別して奉行所の吟味(審理)に委ねるといふ、事前審査の側面を有していた点では、基本的性質を同じくするといえよう。「下吟味」は「吟味筋」の手続であり、「目安糺」は「出入筋」の手続である。「下吟味」「目安糺」のいずれにも、「有罪の見込みが確実になつてはじめて公訴提起する」という現代の刑事司法における『公判前手続』の重視⁽³⁶⁾を想起させるものがある。

こうした基本的同質性にもかかわらず、「下吟味」による事件の選別と「目安糺」における事件の選別には次のような大きな違いがあった。第一点目は、事件の選別のさいの被疑者取調・尋問の有無についてである。町奉行所の「下吟味」では、被疑者を直接取調べ尋問をして「有罪と思われる事件」が選別され、被疑者の送致がなされた。

これに対し、他領他支配関連刑事事件について「私人による出訴」がなされた場合の「目安札」では、被疑者取調べはなく、訴訟人の訴えにもとづいて「犯罪の嫌疑が濃厚な事件」が選別され、被疑者の送致・召喚がなされた。第二点目は、奉行所に送致される事件の性質についてである。「下吟味」では「有罪と思われた事件」が奉行所に「吟味物」として送致されたが、「目安札」では、「犯罪の嫌疑が濃厚とはいえないと判断された事件」も「吟味物」として奉行所に送致されることがあった。第三点目は、有罪とは思えない事件の扱いについてである。「下吟味」では、「有罪と思われなかった事件」は奉行所に送られることはなかったが、「目安札」では、「犯罪の嫌疑が濃厚とはいえないと判断された事件」であっても、「出入筋」の手続で奉行所の審理（吟味）に委ねられた。

以上、「下吟味」と「目安札」の相違点について述べたが、この違いは、「下吟味」が、国家権力が自発的に始動し犯罪者と対峙して刑事責任を追及するという「吟味筋」の手続の中に位置づけられるものであったのに対し、「目安札」は、あい争う当事者間の紛争を裁判により解決するという「出入筋」の手続の中に位置づけられるものであった、ということによる。「目安札」は「出入筋」の手続の中の一階梯であり、事案の性格を見極め「吟味筋」の手続にゆだねるべきか、それとも「出入筋」の手続でいくべきかを判断する場であった。本稿では、他領他支配関連刑事事件について「私人による出訴」がなされた場合の取扱いの問題を論じているので、ここでは「目安札」とその後の扱いに焦点を当てて少し検討してみることにする。

まず、上記した相違点の第一点目についてである。被疑者取調・尋問が行われることのない「目安札」において奉行所役人は何を手掛りにして「犯罪の嫌疑が濃厚」と判断したのだろうか。その判断の結果が事案の取扱いを決定的に左右するだけに、判断の根拠が注目される。「私人による出訴」がなされる場合、「訴訟人は訴状を証拠」と

もに奉行所に提出⁽³⁷⁾する。奉行所役人が「犯罪の嫌疑が濃厚」と判断する手掛りはまず、この二つということになる。『目安糺』には訴訟人の訴状や証拠は提出されるが、相手方の弁明書（答弁書）は提出されない。それゆえ、奉行所役人は、『目安糺』において、「吟味筋」の手続を選択する場合、一方当事者の側の主張のみにもとづいて、相手を「犯罪の嫌疑濃厚」と判断し、事件を「吟味物」として奉行所の正式の吟味に委ねることになる。そのことの危険性を自覚していたのか、奉行所役人は、片寄った情報にもとづく間違った判断を極力回避するため一定の努力はしていた。たとえば、相手が訴訟人の持山に付け火して焼き払い、焼死人も出たと訴え出た「難渋出入」では、奉行所役人は、訴状に書かれている山林付け火の「風評」を関東取締出役に確認させ、間違いがなければ相手を逮捕して奉行所に差し出すよう命じている。⁽³⁸⁾また、相手の者が訴訟人宅へ立入り乱妨狼藉を働いたと訴え出た「狼藉出入」では、相手の乱妨、高札場破壊、疵付を訴える訴訟人に対し、奉行所役人は、役人の検使を請けてから出訴すべきであると申し渡して訴状を撤回させている。⁽³⁹⁾あるいは、また、訴状内容に疑わしいところがある場合は、奉行所で訴訟人を糺すことがあった。⁽⁴⁰⁾『目安糺』における判断の客観性、確実性を少しでも担保するための措置は他にもとられていたのであろうか。たとえば、事件現場の領主・地頭・代官による被疑者・関係者の尋問の調書など、公的な機関の作成した証拠書類が、『目安糺』のために提出されるということはあったのだろうか。⁽⁴¹⁾あるいは「私人による出訴」にさいし、領主、地頭、代官より江戸の奉行所に、事件に関する何らかの情報提供があったのだろうか。⁽⁴²⁾また、こうした公的機関による証拠書類ではなく、私的な証拠が目安糺の場で提出されたとすると、それは具体的にどのようなものであろうか。本稿ではこれらの点については解明することができなかった。

くり返し述べるように、奉行所役人が『目安糺』において「犯罪の嫌疑が濃厚」と判断し、身柄拘束・送致、召

喚した被疑者は、「吟味筋」の手続により、奉行の「直糺」・役人の「下役糺」という正式の吟味に付されることになる。その吟味が「權威主義的有罪確保主義」の色彩を色濃くおびた糺問審理であつたとするならば、簡単に無罪判決が出るとは想定しがたい。こう考えると、「目安糺」における奉行所役人の判断は、被疑者のその後を決定づける極めて重大な意味を持つものであつたことが分かる。「目安糺」において奉行所役人が、どのような根拠にもとづいて被疑者が「犯罪の嫌疑が濃厚である」と判断したのか、そしてその結果、被疑者が奉行所の吟味（糺問審理）においてどのような結末を迎えたのか、具体的な事例を数多く探索し、改めて検討してみる必要があるように思われる。

次に、上記した相違点の第二点目についてである。奉行所の「目安糺」において「犯罪の嫌疑が濃厚とは思えない」と判断された事件であるにもかかわらず、被疑者は「心付呼出」により江戸送致され、事件は「吟味物」として奉行所でも糺問審理の対象となることがあつた。その際、「目安糺」で「犯罪の嫌疑が濃厚とは思えない」と判断されたことが考慮されて無罪（不処罰）となる可能性が高かつたのだろうか。「吟味物」に対する奉行所の審理が、上記のように、「權威主義的有罪確保主義」にもとづくものであつたとするならば、ここでも簡単に無罪判決が出るとは想定しがたい。ただ、この点も実際の事例を検討しなければはつきりしたことは言えない。今後の事例分析が求められよう。

次は、上記した相違点の第三点目についてである。「出入筋」の手続で扱われることになった刑事事件は、通常の民事事件と同様、訴訟人と相手方が法廷で「対決」し、奉行の裁許（判決）を待つ。「出入筋」の手続は「当事者主義」的であるといわれる。⁽⁴³⁾それは、「手続の進行が当事者の処分に委ねられて」おり、内済や訴えの取下げに

より当事者が吟味を打ち切ることができたということの意味したものであろう。ただ、「出入筋」の実際の審理（吟味）は、「役人の尋問に代る代る答える」という「札問審理」⁽⁴⁵⁾であり、手続も、当事者の主張とは異なる裁判所独自の解決策を提示する判決が可能であるなど「職権主義的特徴を有していた」⁽⁴⁷⁾。江戸幕府の裁判において、「出入筋」の手続による刑事事件の実際の審理の姿は、後述のように、ほとんど知られていない。「犯罪の嫌疑が濃厚であるとはいえない」という「目安札」における奉行所役人の判断があるので、奉行所の審理（吟味）では無罪（不処罰）となる可能性が高かったのだろうか。今後の検討課題である。ちなみに、豊岡藩の者が出石藩の者を相手どって江戸の寺社奉行所に訴え出た「人殺出入」では、相手方のうち一名が遠島、一名が追放となっている⁽⁴⁸⁾。

三 近世日本の刑事手続の研究は、「吟味筋」を対象として行われてきた。その集大成が平松義郎氏の『近世刑事訴訟法の研究』であった。ここでは、氏は、幕府の刑事手続については「出入筋をも併せて考察すべきである」としつつも、「出入筋」については先学の詳細な研究が既に存在するとして、考察の対象を「吟味筋」に絞り込んだ。しかし、「出入筋」の手続に関する研究は数多く見られるが、幕府の奉行所が、刑事事件を「出入筋」の手続でどのように取扱っていたのかを論じた研究はほとんど見られない。「刑事問題が出入筋で扱われるとき、どういう風に取扱われたのか、その具体例が知りたい」という石井良助氏の問題提起は、今なお課題として残されている。江戸幕府の刑事手続は、平松氏の指摘される通り、「出入筋」をも含めて考察することにより始めてその全体像が明らかになってくるものと思われる。本稿では、このような研究状況を踏まえて、別稿に引き続き、他領他支配関連刑事事件について「私人による出訴」がなされた場合の、江戸の奉行所における取扱いを、「目安札」に焦点をあてて分析・検討した。

その結果、第四節で述べたように、「出入筋」の手続である「目安糺」において、一定の判断にもとづき事件の選別が行われていたことが明らかになった。すなわち、犯罪の嫌疑が濃厚であるとして「吟味筋」の手続で扱うこととされた事件、犯罪の嫌疑が濃厚とはいえないので「出入筋」の手続で扱うとされた事件、そして、犯罪の嫌疑は濃厚とはいえないにもかかわらず「吟味筋」の手続で扱うとされた事件に選別されたのである。これらの選別された事件は、その後、それぞれ奉行所の審理（吟味）にゆだねられることになる。「目安糺」で「吟味筋」扱いとされた事件は、「權威主義的有罪確保主義」的な糺問審理にさらされることになる。その意味で「目安糺」は事件のその後の取扱いを決定づける重要な意味を持っているが、その実態についてはまだ知られていない部分が多い。

また、「目安糺」により「吟味筋」扱いとされた事件や「出入筋」扱いとされた事件のその後の顛末を、選別理由との関係を視野に入れて明らかにした研究もほとんど知られていない。今後は、「出入筋」の手続である「目安糺」において、刑事事件の行く末を決定づける選別の実態をより詳細に解明するとともに、選別されたこれらの事件が奉行所の審理においてそれぞれどのような経緯をたどったのかを、多くの事例を調査するなかで明らかにする必要がある。そのことが、「吟味筋」、「出入筋」双方の視点を取り入れた江戸幕府刑事手続の全体像の解明につながる第一歩になるのではなからうか。

第六節 結 び

一 近世日本においては、他領他支配関連刑事事件について、被害者側が加害者側を相手とって江戸の奉行所に
出訴（私人による出訴）した場合、奉行所役人は、当該刑事事件をどの手続で処理すべきかを検討した。本稿では、

この「私人による出訴」がなされた場合の奉行所の対応を検討し、刑事手続である「吟味筋」の手続の新たな類型を指摘した。訴状の審査（目安札）において奉行所役人が、「訴訟人が、相手が疑わしいと言ってるだけで、犯罪の嫌疑が濃厚とはいえない」と判断した場合、本来ならばとられるはずの訴状への奉行の裏判付与、訴訟人による訴状の送達という「出入筋」の手続をとることなく、関係方面に、加害者と名指しされた者（相手）の「心付呼出」を命じる場合があった。「心付呼出」とは、被疑者（相手）が逃亡せぬよう注意して江戸の奉行所に送致することであり、「吟味筋」の手続であった。別稿で指摘した「手当呼出」（身柄拘束・江戸送致）、「差紙」（召喚状）といった「吟味筋」の手続類型とは異なる新たな「吟味筋」の手続類型である。奉行所は、「犯罪の嫌疑が濃厚とはいえない事件」であっても看過することができないと思われた事件については、逃亡の可能性も考慮して「心付呼出」の措置をとった。

二 他領他支配関連刑事事件について「私人による出訴」がなされた場合、奉行所の「目安札」において事件の選別がなされ、犯罪の嫌疑が濃厚であるとして「吟味筋」の手続で扱うことにされた事件、犯罪の嫌疑が濃厚とはいえないので「出入筋」の手続で扱うとされた事件、そして、犯罪の嫌疑が濃厚とはいえないにもかかわらず「吟味筋」の手続で扱うとされた事件に、それぞれ振り分けられた。こうした「目安札」における振り分けの実態、そして振り分けられた事件のその後の経緯については、いまだ未解明の部分が多い。これらの点を、多くの実例を手がかりにして解明する必要がある。そのことが、「吟味筋」、「出入筋」双方の視点を取り入れた江戸幕府刑事手続の全体像の解明につながる第一歩になるであろう。

註

(1) 代官には事件を吟味(審理)する権限はあるが、若干の例外を除いて、原則として判決決定権はなく、吟味にとづく伺書(吟味伺書)を上級機関(勘定奉行)に提出し、それに対する指令(下知)を判決として申し渡した(平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』創文社、昭和三五年、四六〇～四七三頁、八四四～八五〇頁、石井良助『日本刑事法史』創文社、昭和六一年、三〇七～三六五頁、石井良助『日本法制史概説』創文社、昭和三年初版、昭和四六年改版第二刷、四七五頁)。なお、大平祐一「徳川日本の民事裁判」(韓国法史学会編『法史学研究』第五六号、二〇一七年、五九～六四頁)、吉田正志『公裁集』解題(石井良助・服藤弘司編『三秘集・公裁集 問答集4』(吉田正志担当)創文社、二〇〇〇年、三八～五七頁)、水利科学研究所監修・荒川秀俊校注『公裁録』地人書館、昭和三八年、二四四～二四八頁、甲斐叢書刊行会編『甲斐叢書』一、第一書房、一九七四年、三八二頁をも参照。旗本の吟味権、判決決定権にも一定の制約があった(平松・上掲書、二四五～三〇四頁)。

(2) 平松・註(1)書、一一頁、服藤弘司『幕府法と藩法』創文社、一九八〇年、一七頁、同『刑事法と民事法』創文社、昭和五八年、六頁、一三二頁、石井良助『体系日本史叢書4 法制史』山川出版社、昭和三九年、二〇九頁。それを規定したのが元禄一〇年(一六九七)のいわゆる「自分仕置令」である。ただ、実際には、諸藩では、他領他支配関連刑事事件を幕府の裁判にゆだねることを避けて、なるべくならば関係する藩同士の交渉により内部的に処理する道を選んだ(平松・註(1)書、二二四頁、服藤・上掲『刑事法と民事法』一六一頁)。この「内部的な処理」には藩による裁判権行使も含まれる。これは「自分仕置令」違反(平松(註(1)書、二四三頁)といえるが、幕府はあえてこれを摘発することはしなかった。他領他支配関連刑事事件をめぐる領主間の争いが発生しなければ、それで「自分仕置令」制定の目的は達せられたのである(服藤『刑事法と民事法』一六七頁)。

なお、吉田正志氏は、「自分仕置令」の解釈について従来の説に疑問を提するとともに、「大藩の裁判権行使」を、幕府は「公認とまではいわないにしても、黙任していた場合ないしは時期があった可能性がある」と指摘される(吉田正志『仙台藩刑事法の研究』滋学舎出版、二〇一二年、二五、二六頁)。

- (3) 水林彪・青木人志・松園潤一朗編『法と国制の比較史——西欧・東アジア・日本』日本評論社、二〇一八年、所収。
- (4) 大平・註(3)論文、四〇六頁。
- (5) 国立公文書館内閣文庫所蔵。
- (6) 大平・註(3)論文、六頁。
- (7) 大平・註(3)論文、一九、二〇頁。
- (8) 宝暦二年(一七六二)には、遠国または多数の村々に引合う軽い刑罰に該る者に関しては、江戸の奉行所に直接召喚することはせず、最寄の代官——最寄に代官陣屋が存在しない場合は領主、地頭——に命じて糺問させ、口書(供述調書)を取り寄せることができるようになった(平松・註(1)書、七三三頁)。
- (9) 石井良助『続近世民事訴訟法史』創文社、昭和六〇年、一一七頁。
- (10) 『評定所留役覚書』(神宮文庫所蔵) 七八「疵付金子奪取候由之出入取計」。
- (11) 『同』一〇五「演説書」
- (12) 『同』一一一「演説書」
- (13) 大平・註(3)論文、二九頁註(47)参照。
- (14) 石井・註(9)書、一一九頁、平松・註(1)書、一二四頁、七三四頁参照。
- (15) 平松・註(1)書、一二三頁、七三二頁。
- (16) 平松・註(1)書、一二三頁。
- (17) 神宮司庁編『古事類苑』法律部三、吉川弘文館、平成九年、五八五頁。
- (18) 平松・註(1)書、二九一頁。なお、大平・註(3)論文、二二頁をも参照。
- (19) このほか、「心付呼出」の措置がとられた例としては、『御勘定所御留役訴訟裁判方』三三「変死出入」(石井・註(9)書、四一六頁)をも参照。
- (20) 江戸東京博物館所蔵。なお、『目安秘書』乾「訴答之内不埒不屈其外異例之事」(『古事類苑』法律部三、六〇二、六〇

三頁) および『評定所留役覚書』七〇「心附呼出之事」の二者も同一史料であるが、この両史料のうち後者は末尾の一行(朱書)が欠落している。

(21) 大平・註(3)論文、二〇、二二頁。

(22) 平松・註(1)書、六九〇頁。

(23) 平松・註(1)書、六九四頁。

(24) 同上。

(25) 同上。

(26) 石井・註(1)引用『日本刑事法史』、六三三頁。

(27) 平松・註(1)書、七六二、七六三頁。

(28) 平松・註(1)書、八三一頁。

(29) 同上。

(30) 平松・註(1)書、七七五頁。

(31) 平松・註(1)書、八三一、八三二頁。

(32) 裁判の場における「御威光」の重視については、渡辺浩『東アジアの王権と思想』東京大学出版会、二〇一六年増補新装版、三八、三九頁をも参照。なお、青木人志氏は、江戸時代の「大岡裁き」といわれる名裁判官物語のなかから、「裁判所はこわい場所、いやな場所」という日本の法意識を抽出された(青木人志『大岡裁き』の法意識 西洋法と日本人』光文社、二〇〇七年第二刷、一七〇頁)。これも、幕府の裁判は「公権力の権威(「御威光」)を承認せしめ」る場であったとする平松氏の指摘と相通じるものがある。

(33) 平松・註(1)書、八三三頁。

(34) 平松氏が描き出した江戸幕府の刑事裁判の手続の特徴の一つとして「有罪確保主義」をあげることができると、私はかつて指摘したことがある(大平「近世の刑事裁判と『無罪』——刑事裁判像の再検討——」(太田知行・荒川重勝・生

熊長幸編『民法学への挑戦と新たな構築』創文社、二〇〇八年、一一〇二、一一〇三頁。なお、本論文のちに、大平祐一『近世日本の訴訟と法』創文社、二〇一三年、に収録される。しかし、むしろここで用いる「権威主義的有罪確保主義」という表現の方が、平松氏が強調された特徴点をよりよく表わしているのではなからうかと思ひ、この表現を用いることにした。なお、江戸幕府の刑事司法における「有罪確保主義」については、松尾浩也「刑事手続の日本の特色——いわゆるモデル論とも関連して——」〔法曹時報〕第四六巻第七号、平成六年、二一、二三頁）をも参照。

(35) 町奉行の「下吟味」におけるこのような事件の処理の仕方、私は、かつて、「選別主義」と呼んだことがある（大平・註〔34〕論文、一一〇一頁。「目安糺」についても同様に、この言葉を用いることができるであろう。

(36) 松尾浩也「刑事訴訟法の基礎理論」（国家学会編『国家学会百年記念 国家と市民』第三巻、有斐閣、昭和六二年、四一六、四一七頁）。

(37) 石井良助『近世民事訴訟法史』創文社、昭和五九年、三一頁。なお、出訴のさいに訴状とともに証拠を提出する必要があつたことについては、小早川欣吾『増補近世民事訴訟制度の研究』名著出版会、昭和六三年、二八四頁をも参照。実際、目安糺において訴訟人は奉行所役人より、「証文出せ」と証拠書類の提出を命じられている（中田薫『法制史論集』第三巻下、岩波書店、昭和一八年初版、昭和四六年、七六〇頁）。

(38) 石井・註〔9〕書、四〇三頁、四〇四頁。

(39) 石井・註〔9〕書、四〇〇頁。

(40) 第三節三、四を参照。

(41) 他領他支配関連刑事事件につき領主、地頭、代官より奉行所吟味願、差出をする場合は、領主、地頭、代官が「下吟味」を行っている（平松・註〔1〕書、六八九頁）ので、その下吟味の関係書類（口書など）が奉行所に提出されたものと思われるが、「私人による出訴」の場合も同様であつたのかどうかはよく分からない。断言は差し控えなければならぬが、本稿や別稿で用いた評定所留役の作成した史料を見る限りでは、「目安糺」に公的な証拠書類が提出されたことを示す記述は見られなかった。旧稿で取り上げた「人殺出入」（大平祐一「人殺出入」（二）（二・完）——江戸幕府評定所

における刑事事件の審理とその特徴——)〔立命館法学〕第三六五号、三六六号、二〇一六年)、および、大平祐一『人殺出入』の裁判記録——江戸幕府評定所における刑事事件の審理——)〔立命館法学〕第三七一号、二〇一七年)でも、加害者と名指しされた者(相手方)を「詮議」した藩当局の調書が江戸の奉行所に、「目安糺」のために提出された気配はない。訴訟人側の藩当局からも事件に関する何らかの情報が、「目安糺」のために江戸の奉行所に伝えられたという様子はうかがわれない。

なお、註(8)で述べた代官、領主、地頭による被疑者の札問とその口書の取寄せは、奉行所での「目安糺」のためのものではなく、判決決定のための正式の吟味を、代官、領主、地頭にゆだねてその調書を提出させたという性格のものである。

(42) 「私人による出訴」の際に、訴訟人に同行する添使、あるいは訴訟人が持参する添簡により、刑事事件に関する領主、地頭、代官からの何らかの情報が奉行所役人に伝えられるということは、考えられないが、実際にはそのようなことはなかったようである。添使の口上書や添簡には、双方の掛合が不調に終ったので、訴訟人をここに出訴させる旨記されているだけのようである(石井・註(37)書、三〇頁)。

ただ、〔史料1〕によれば、他領他支配関連刑事事件が起った場合、代官は、「私人による出訴」を行う代官所の者に添簡を持たせて江戸の奉行所に差出すことを、奉行所に何うことになっていた。ということは、出訴の前に代官から「伺い」という形で、事件に関する何らかの情報が江戸の奉行所に伝えられたのだろうか。それとも、この「伺い」は、事件の内容は伝えず、単に出訴させることについて了承を求めるといった性格のものだったのだろうか。詳細は不明である。

また、〔史料1〕によれば、代官所の者が他領の者を傷つけ、あるいは殺害した場合、先方(被害者側)より代官所の者(加害者側)を相手どって出訴することになっているのでそのように取計らい、代官は先方の役人と懸合い、その始末を承わり奉行所に届けるべきであった。この「届け」により、事件に関するどのような情報が奉行所に伝えられたのかも不明である。

- (43) 平松・註(1)書、四〇七頁、浅古弘ほか編『日本法制史』青林書院、二〇一〇年、二二三頁(神保文夫氏執筆担当)。
- (44) 平松・註(1)書、四〇六頁。
- (45) 平松「近世法」(朝尾直弘ほか編『岩波講座日本歴史11 近世3』岩波書店、一九七六年、三六二頁)。なお、本論文はのちに、平松『江戸の罪と罰』平凡社、一九八八年、に収録される。
- (46) 大平・註(41)論文(二・完)、二五四、二五五頁、春原源太郎『近世庶民法資料』第二輯、訴訟事件の記録、解説。
- (47) 水林彪「近世的秩序と規範意識」(相良享・尾藤正英・秋山虔編『講座日本思想3 秩序』東京大学出版会、一九八三年、一一一～一一六頁)。
- (48) 大平・註(41)論文参照。
- (49) 平松・註(1)書、緒言四頁。
- (50) 石井・註(26)書、六五三頁。
- (51) 目安胤については、小早川・註(37)書、二七七頁～三〇三頁、石井・註(9)書、三六三～四六三頁、石井・註(37)書、三一～四九頁等の貴重な研究がある。

(二〇一八年三月九日)

〔付記〕 本論文は、平成二七年～二九年度科学研究費助成金(基盤研究(C)課題番号一五K〇三〇九三)にもとづく研究成果の一部である。